

提供日 2026/04/01
タイトル 静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）を策定しました
担当 健康福祉部 福祉長寿局地域福祉課
連絡先 健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室
TEL 054-221-2303



静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）を策定しました

県では、「人権教育・啓発推進法」を踏まえ、人権施策の基本指針となる「静岡県人権施策推進計画」を策定し、計画に基づき取組を推進しています。
このたび、現行の第3次改定後における人権に係る法整備や環境（社会状況）の変化に対応するため、第4次改定版を策定しました。

1 概要

(1) 計画期間 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度まで（5年間）

(2) 基本理念

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

(3) 施策体系

1 人権教育・啓発の推進	(1)家庭における人権教育 (2)学校における人権教育 (3)地域社会における人権教育 (4)企業における人権啓発 (5)人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育 (6)県民への人権啓発
2 分野別施策の推進	(1)インターネット等(課題横断的な人権問題に対する取組) (2)女性 (3)子ども (4)高齢者 (5)障害のある人 (6)部落差別(同和問題) (7)外国人県民等 (8)感染症患者等 (9)ハンセン病患者等 (10)犯罪被害者等 (11)刑を終えて出所した人 (12)性的指向・性自認 (13)災害に起因する人権問題 (14)その他
3 相談・支援体制等の充実	(1)相談・支援体制の充実 (2)相談機関等の情報提供の充実

2 県ホームページでの掲載

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/jinkennpo/jinkencenter/1002890/1081489.html>

